



B	<p>4. 能開法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、能開則別表第4の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科又は金属プレス科の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者で          年 月から 年 月まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>5. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭53労働省令第37号。以下「昭53改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平5改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち昭53改正省令による改正前の訓練法規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる板金科、製罐科若しくは金属プレス科の訓練を修了した者で          年 月から 年 月まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>6. 訓練法規則の一部を改正する省令(昭49労働省令第14号)による改正前の訓練法規則別表第8の訓練科の欄に掲げる板金科の訓練を修了した者で          年 月から 年 月まで4年以上、プレス機械作業の業務に従事した経験を有する。</p> <p>7. 能開法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、金属プレス加工、鉄工、建築板金又は工場板金に係る一級又は二級の技能検定に合格した者(鉄工に係る一級又は二級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において製缶作業を試験科目として選択した者に限る。)</p> <p>8. 能開法第28条第1項に規定する能開則別表第11の免許職種の欄に掲げる塑性加工科の職業訓練指導員免許を受けた者。</p>	2時間
---	---	-----

実務経験を証明する事業場名又は勤務先を記入してください。		記載内容について相違ないことを証明します。	※ 職印	※ 必ずお読みください ※		
事業場〒						
所在地				<p>1. 受講区分Aで受講される方は、本人確認書類(下欄参照)を貼付してください。</p> <p>2. 受講区分Bで受講される方は、本人確認書類(下欄参照)及び能開法関係修了証等を貼付してください。</p> <p>3. 記載内容について事実と相違ないことの証明を左の証明欄に受けてください。(下欄参照)</p> <p>4. 個人でのお申し込みの方は、連絡先の電話番号を下欄に記入してください。</p>		
事業場名称						
事業者職名・氏名						
連絡担当者	(所属部課)	(氏名)				
電話番号	—	—		電話番号	—	—
FAX番号	—	—		電話番号	—	—

広島県労働基準協会 殿

受付支部 職員確認	Ⓜ	受講 区分	A B
--------------	---	----------	-----

※事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長、支店長等の職を表す印(又は社印と個人印の両方)を押印してください。なお、記名押印することに代えて社長、支店長等の署名(職名と氏名)でも結構です。

**本人確認書類・能開法関係修了証等(受講区分Bで受講される方)のコピー貼付欄**

本人確認書類として添付できるもの(現在の氏名、生年月日が判読できる書類)

- 自動車運転免許証(表裏)
- 健康保険被保険者証(表裏)
- 労働安全衛生法等に基づく免許証 又は 技能講習修了証(表裏)
- 住民票 又は 住民票記載事項証明書
- パスポート
- 外国籍の方は、在留カード 又は 特別永住証明書のいずれかひとつを添付してください。

\* 当局の指導により、本人確認手続きの厳正化が求められておりますのでご協力をお願いいたします。  
 \* 申込書に記入された現在の氏名が各種証明書類に記載されているものと異なっているときは、変更の事実が確認できる戸籍個人事項証明書(一部証明で可)、戸籍抄本等を添付してください。